

令和2年度 茨木市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な使途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

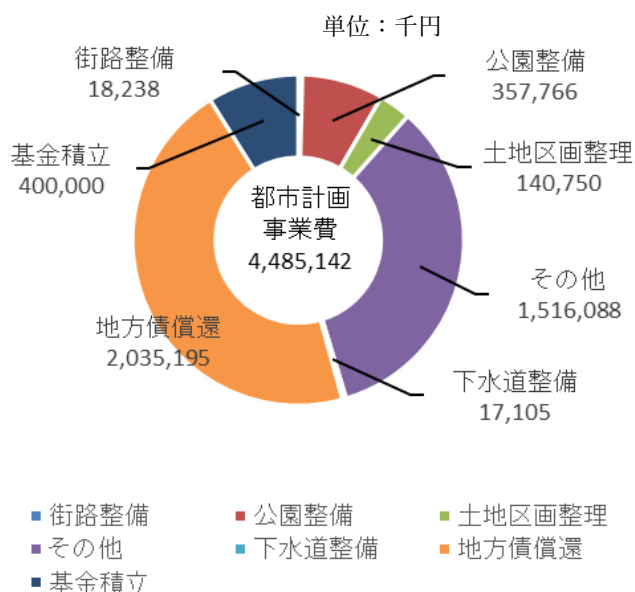
令和2年度の都市計画税は、以下のとおり都市計画事業費等の財源として活用しました。

○令和2年度都市計画税使途状況

都市計画事業費等の内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		4,485,142
使途内訳	街路整備	18,238
	公園整備	357,766
	土地区画整理	140,750
	その他	1,516,088
	下水道整備	17,105
	地方債償還	2,035,195
	基金積立	400,000



都市計画事業費等の財源内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		4,485,142
財源内訳	都市計画税	2,842,165
	国庫支出金	424,608
	地方債	812,500
	その他	405,869

都市計画税は都市計画事業費等の財源のうち約93%を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。